



日刊 千葉労働

国鉄千葉動力車労働組合

〒260 千葉市中央区要町2番8号(動力車会館)
電話 { (鉄電) 千葉 2935・2936 番
(公) 043 (22) 7207 番

92. 8. 14 No. 3642

強制配転者を今すぐ原職に戻せ!

長い人で七十年
希望は踏みにじられている

87・3	86・10	年月
「JR発足時の配転先」と称して三五名を配転・再配転。現場では、これからは全員が営業関係を経験してもらわなければならないのだから、先に行けば早く帰ってこられると説明。	国鉄当局、人材活用センターを設置。動力千葉の組合員二一名を強制配転。納得する説明もなく、「配転理由は胸に手をあててみる」と暴言。	強制配転の軌跡

日刊三三七号で既報の通り、JR当局は直営店舗の廃止(今年度五店舗)を、一〇月一日から実施するとしている。

又、今後の店舗展開では、「収益性を重視し」、「非効率店舗の廃止あるいはグループ企業への移管」により、店舗のスクラップアンドビルドを推進するとしている。

しかしながらJR当局は、この間「店舗」を、動力千葉の役員・活動家を隔離する場所として「活用」してきたのであり、そこには「収益性」など存在せず、「非効率」などどうでもよかったのである。

今さらとってつけたような「理由」づけなど、直仕入を行っていないというたった一つの事実によっても、音をたてて崩れるのみなのだ。

JR当局による強制配転攻撃は、人材活用センターから続く組合差別の軌跡に他ならない。

92・1	91・7	91・3	90・11	90・8	89・11	89・3
運転士登用を発令(二名全員JR総連)	JR総連	運転士登用を発令(八名全員JR総連)	「九一・三ダイ改」、千葉支社としての経営重点を千葉以東に移したと称して、総武緩行線を中心とした業務移管を強行。	運転士登用を発令。(一五名中一四名がJR総連)	JR総連組合員を運転士に登用(一名)	JR総連と結託し、予科生の差別・選別登用を強行(七名)

「任用の基準」= 不当労働行為の実態

88・4	87・4
動力千葉の役員・活動家三二名を営業関係(駅・売店)に強制配転。同時期に配転された者(四〇名)のうち、実に八〇%が動力千葉の組合員であった。	「分割・民営化」強行= JR発足。(人活センター)配属者を除き、八八年初頭までは配転期間によって原職へ復帰していた)

原職復帰への分水嶺に立つ

表を参照のごとく強制配転の軌跡は、組合差別と「塩づけ」の事実を如実に物語っている。そしてJR当局の「ウンとペテン」、不当労働行為の積み重ねに他ならない。

この五年間に運転士に登用した者三八名中三七名がJR総連の組合員である。

さらに九一年度から新規採用が再開されているが、半年で車掌に登用し近い将来運転士に「希望」通り登用するとしている。

(われわれは、新採について運転士希望者は将来の運転保安面を考慮して車両保守部門に配属すべきであると主張しているが、JR当局は営業関係にしか配属していない。このことがもたらす安全の危機は大きい)

今回の営業関係合理化提案は、まさに強制配転者の原職復帰、予科生の運転士登用に道を拓くのか、JR当局の言う「任用の基準」が大手を振ってまかり通ってしまうのかの、分岐点としてとらえなければならぬ。

その意味では、「分水嶺」に立っているのだ。

92・3
「九二・三ダイ改」、動乗動改悪を強行。交渉段階では「強制配転者の原職復帰については、会社も組合以上に認識している」としてきた経緯があるが、いまだ何らの解決の筋道も示していない。

運転士はハンドルを、検修はハンマーを、自らの力で、自らの手に奪還しなければならぬ。JR当局は今すぐ原職に戻せ!

さらなる強制配転攻撃を断固粉砕しよう!